

役員規程

公益社団法人アマヤドリ

版 数	第1版
施行日	2025年2月26日

目 次

第1章 総則.....	1
第1条 目的.....	1
第2条 定義.....	1
第3条 適用範囲.....	1
第4条 規程遵守の責務.....	1
第2章 社員総会.....	1
第5条 社員総会.....	1
第3章 役員.....	1
第6条 役員の構成.....	1
第7条 役員の選任.....	1
第8条 理事の職務および権限.....	1
第9条 監事の職務および権限.....	2
第10条 役員の任期.....	2
第11条 役員の解任.....	2
第12条 役員の報酬等.....	2
第4章 理事会.....	2
第13条 理事会の構成.....	2
第14条 理事会の権限.....	2
第15条 理事会の招集.....	2
第16条 理事会の議長.....	3
第17条 理事会の決議.....	3
第18条 議事録.....	3
第5章 理事の職務権限.....	3
第19条 代表理事の職務権限.....	3
第20条 各理事の職務権限.....	3
第6章 倫理.....	3
第21条 倫理原則.....	3
第22条 基本的人権の尊重.....	4
第23条 法令遵守.....	4
第24条 私的利益追求の禁止.....	4
第25条 特別の利益を与える行為の禁止.....	4
第7章 利益相反の防止.....	4
第26条 利益相反行為の防止.....	4
第27条 自己申告.....	4
第8章 監査.....	4
第28条 監査の実施.....	4
第29条 監査報告の作成.....	5
第9章 雑則.....	5
第30条 細則の制定.....	5
附則.....	5
第1条 施行日.....	5
第2条 改廃.....	5

役員規程

第1章 総則

(目的)

第1条 本規程は、公益社団法人アマヤドリ（以下、「法人」という。）の定款に基づき、役員の職務、権限および責任等について必要な事項を定め、この法人の適正かつ円滑な運営を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 本規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- ① 役員 理事および監事をいう。
- ② 代表理事 定款第20条第2項に定める代表理事をいう。

(適用範囲)

第3条 この法人の役員に関する事項は、法令および定款に定めるもののほか、本規程の定めるところによる。

(規程遵守の責務)

第4条 役員は、法令、定款およびこの法人の規程を遵守し、この法人のために忠実にその職務を遂行しなければならない。

第2章 社員総会

(社員総会)

第5条 社員総会は、定款に定めるとおり、全ての社員をもって構成する。

- 2 社員総会の招集、議決権、決議方法等については、定款に定めるとおりとする。
- 3 理事および監事は、やむを得ない事由がある場合を除き、社員総会に出席しなければならない。
- 4 社員総会の議長は、定款の定めるところによる。

第3章 役員

(役員の構成)

第6条 この法人の役員は、定款第19条の定めるところにより、次のとおりとする。

- ① 理事 3名以上10名以内
- ② 監事 2名以内

(役員の選任)

第7条 理事および監事は、社員総会の決議によって選任する。

- 2 代表理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 監事は、この法人またはその子法人の理事または使用人を兼ねることができない。

(理事の職務および権限)

第8条 理事は、理事会を構成し、法令および定款で定めるところにより、職務を執行

- する。
- 2 代表理事は、法令および定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
 - 3 代表理事は、毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務および権限)

第9条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事および使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務および財産の状況の調査をすることができる。
- 3 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。
- 4 監事は、理事が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、または法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、これを理事会に報告しなければならない。
- 5 監事は、前項の報告をするため必要があるときは、代表理事に理事会の招集を請求することができる。
- 6 監事は、前項の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする。理事会の招集の通知が発せられない場合は、直接理事会を招集することができる。

(役員の任期)

第10条 役員の任期は、定款第23条に定めるところとする。

- 2 補欠として選任された理事または監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

(役員の解任)

第11条 役員は、社員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(役員の報酬等)

第12条 役員の報酬等については、別に定める役員報酬規程によるものとする。

第4章 理事会

(理事会の構成)

第13条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(理事会の権限)

第14条 理事会は、次の職務を行う。

- ① この法人の業務執行の決定
- ② 理事の職務の執行の監督
- ③ 代表理事の選定および解職
- ④ その他法令または定款で定められた事項

(理事会の招集)

- 第15条 理事会は、代表理事が招集する。
- 2 代表理事が欠けたときまたは代表理事に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。
 - 3 理事会を招集する者は、理事会の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、理事会の日の7日前までに、各理事および各監事に対してその通知を発しなければならない。
 - 4 前項の規定にかかわらず、理事および監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく理事会を開催することができる。

(理事会の議長)

- 第16条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。ただし、代表理事に事故があるときまたは代表理事が欠けたときは、他の理事がこれに当たる。

(理事会の決議)

- 第17条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
- 2 前項の規定にかかわらず、理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が当該提案について異議を述べたときは、この限りでない。

(議事録)

- 第18条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
- 2 出席した代表理事および監事は、前項の議事録に記名押印する。

第5章 理事の職務権限

(代表理事の職務権限)

- 第19条 代表理事は、この法人を代表し、かつ、法人の業務を総理するとともに、次の職務を行う。
- ① 業務方針および事業計画の策定に関すること
 - ② 事業運営の総合調整および業務執行の統括に関すること
 - ③ 予算および決算に関すること
 - ④ 重要な契約に関すること
 - ⑤ 重要な人事に関すること
 - ⑥ その他法令、定款およびこの法人の規程に定める事項

(各理事の職務権限)

- 第20条 理事は、代表理事を補佐し、理事会から委任された業務を執行する。
- 2 理事は、理事会の決議により、特定の業務分野の担当を定めることができる。

第6章 倫理

(倫理原則)

- 第21条 役員は、この法人の社会的信頼を保持し、業務を公正かつ適正に運営するため、自らを厳しく律し、常に公正かつ誠実に行動するものとする。

(基本的人権の尊重)

第22条 役員は、すべての人の基本的人権を尊重し、差別や個人の尊厳を傷つける行為を行ってはならない。

(法令遵守)

第23条 役員は、関連法令、定款その他の規程を厳格に遵守し、社会的規範にもとることなく、適正に事業を運営しなければならない。

(私的利益追求の禁止)

第24条 役員は、その職務や地位を自己または第三者の私的な利益の追求のために利用することがあってはならない。

(特別の利益を与える行為の禁止)

第25条 役員は、特定の個人または団体の利益のみの増大を図る活動を行う者に対し、寄付その他の特別の利益を与える行為を行ってはならない。

第7章 利益相反の防止

(利益相反行為の防止)

第26条 すべての役職員は、次に掲げる取引をしようとする場合には、理事会において、その取引について重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

- ① 自己または第三者のためにするこの法人の事業の部類に属する取引
 - ② 自己または第三者のためにするこの法人との取引
 - ③ この法人がその役職員の債務を保証すること、その他役職員間におけるこの法人とその役職員との利益が相反する取引
- 2 前項の取引をした役職員は、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。

(自己申告)

第27条 すべての役職員は、次の場合には、あらかじめ、代表理事に申告しなければならない。

- ① この法人以外の団体の役職を兼ね、またはその業務に従事しようとするとき
 - ② 個人的な利害関係からこの法人との利益相反が生じるおそれがあるとき
- 2 すべての役職員は、毎年1月と7月に、前項に規定する事項について所定の様式により、代表理事に申告するものとする。

第8章 監査

(監査の実施)

第28条 監事は、次に掲げる監査事項について、調査、閲覧、立会、報告の聴取等により監査を行うものとする。

- ① 重要な文書
- ② 重要な取引や契約
- ③ 財産の状況
- ④ 理事の職務執行の状況
- ⑤ その他法令、定款またはこの法人の規程に定める事項

- 2 監事は、その職務を行うため必要があるときは、この法人の業務および財産の状況を調査することができる。

(監査報告の作成)

第29条 監事は、毎事業年度、監査報告を作成し、代表理事に提出しなければならない。

- 2 前項の監査報告には、次の事項を記載しなければならない。
 - ① 監査の方法およびその内容
 - ② 財産の状況に関する監査の結果
 - ③ 理事の職務の執行に関する不正の行為または法令若しくは定款に違反する重大な事実があるときは、その事実
 - ④ 監査のため必要な調査ができなかったときは、その旨およびその理由
 - ⑤ その他監事が必要と認める事項

第9章 雑則

(細則の制定)

第30条 本規程に定めるもののほか、本規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、代表理事が定める。

附則

(施行日)

第1条

- 1 本規程は、2025年2月26日から実施する。

(改廃)

第2条 本規程は、理事会の決議により、改廃する。

制定 2025年2月26日（公益社団法人認定時）